

高圧ガス製造開始届

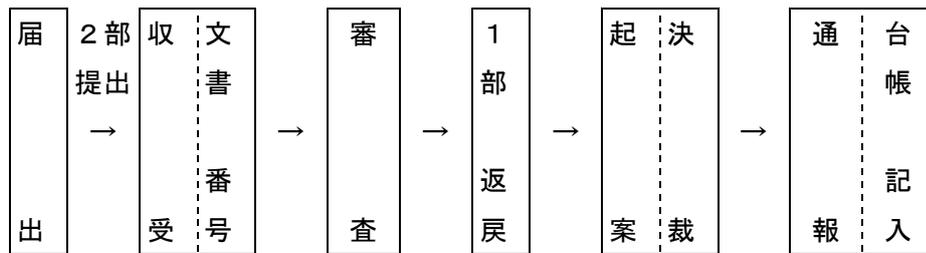
根拠法令

法第21条第1項 一般則第42条、液石則第42条、コンビ則第21条

適用

第1種製造者が製造を開始したとき

手順



(製造開始後)

必要書類

- 1 高圧ガス製造開始届書（一般則様式第23、液石則様式第22、コンビ則様式第11）

審査

- 1 製造許可に係る全ての手続きが完了していることを確認する。
- 2 製造開始の日が明記されていること。

<留意事項>

製造許可関係事務処理フローに示す
 手続項目

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

通報

決裁後、その旨を次の者に通報する。

北海道公安委員会又は各方面公安委員会

液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長

(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)へ通報する。(高圧ガス保安法施行令第17条)

台帳記入

決裁後、台帳に記入する。